

日本雑穀アワード デイリー食品部門〈2024・秋〉応募規定

第1条（応募対象）

パン、スイーツ、弁当、おにぎり、惣菜、サラダなど、賞味期間が短い雑穀を使用した加工食品を対象とします。ただし、店内調理やイートインの食品で、消費期限や使用している原材料が表示されていないものは対象外となります。流通形態は、常温、または冷蔵が対象であり、冷凍食品は含まれません。

第2条（応募方法）

所定の応募書類に必要事項を記入して、エントリーフォーム、または E-mail 添付にてご応募ください。審査料は、1商品につき3.3万円（税込）になります。

第3条（審査用商品）

応募受付後、審査用商品の必要数や送付日程、受け取り方法等について打ち合わせいたします。なお、発売前の場合は、商品の中身が完成していれば、パッケージ見本の別添対応も可能です。

第4条（審査方法）

審査は、一般社団法人日本雑穀協会（以下「当協会」という。）と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。評価方法については、定められた審査基準に従い、1商品につき複数の審査員が絶対評価で採点し、審査員間での討議は行いません。ただし、商品表示の法的な適合判断については、当協会専門スタッフにて確認し、法令違反がある場合には減点されます。

第5条（表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第6条（審査結果の通知）

審査結果は、E-mail にてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第7条（受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、またメディア関係者等に広くリリースいたします。

なお、表彰されなかった商品、金賞以外の受賞商品については、受賞企業から発表される場合を除き、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。

第8条（受賞の有効期間）

受賞後2年間、受賞したことの広告や、金賞受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第9条（受賞広告の方法）

広告については、受賞商品の写真と共に受賞内容を掲載してください。なお、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用しての広告はできません。

第10条（受賞マークの使用）

有効期間内において、ホームページ、チラシ、POP等への受賞マークの使用が可能です。ただし、受賞商品のパッケージ等に直接使用する場合は、下記の使用料が必要になります。

- ◇ 協会作成受賞マークシール 3.3円（税込）／枚
- ◇ パッケージへの印刷、独自作成シール使用時 1.65円（税込）／枚

第11条（受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料、パッケージなどに変更があった場合は、速やかに事務局まで届け出てください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、再度応募が必要になります。

第12条（その他）

受賞後に、受賞商品または応募者において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断してご案内いたします。

制定：2024年10月18日

一般社団法人 日本雑穀協会